

仕 様 書

1 概要

- (1) 件名 丸亀市手島自然教育センター外23施設で使用する再生可能エネルギー100%電気の供給
- (2) 需要場所 別紙1「需要場所等一覧」のとおり
- (3) 業種及び用途 別紙1「需要場所等一覧」のとおり

2 仕様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 : 交流3相3線式
- イ 供給電圧(標準電圧): 6,000V
- ウ 計量電圧(標準電圧): 6,000V
- エ 標準周波数 : 60Hz
- オ 受電方式 : 1回線受電方式

(2) 予定契約電力、予定使用電力量

- ア 予定契約電力: 別紙2「予定契約電力・予定使用電力量一覧」のとおり
(ただし、契約電力が500kW未満の施設においては、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)
- イ 予定使用電力量: 別紙2「予定契約電力・予定使用電力量一覧」のとおり

(3) 供給電気の要件等

供給電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は100%とすること。

なお、再生可能エネルギーであることを証明する証書等は、以下のとおりとする。

- ア 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで電源が特定できる非化石証書(再エネ指定)
- イ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気由来の証書であってFIT非化石証書又は非FIT非化石証書(再エネ指定)、グリーンエネルギー証書(電力)、再生可能エネルギー電気由来のJ-クレジット

(4) 使用期間

令和9年4月1日0:00から令和10年3月31日24:00まで

(5) 電力量等の計量

- ア 自動検針装置 : 有
- イ 計量器の構成 : 電力需給用複合計器

(6) 需給地点

別紙1「需要場所等一覧」のとおり

(7) 電気工作物の財産分界点

別紙1「需要場所等一覧」のとおり

(8) 保安上の責任分界点

別紙1「需要場所等一覧」のとおり

(9) 料金の算定方法

ア 料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制とする。

イ 料金は、次の(ア)から(オ)に掲げる料金を合算した額とする。

(ア) 基本料金 契約電力(契約電力が500kW未満の施設においては、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値。契約電力が500kW以上の施設においては、仕様書に定めた値)、基本料金単価及び力率を用いて以下の算式により算出する。

$$\cdot \text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率} / 100)$$

ただし、電気の使用がない場合は、上記算式中、力率を85として算出し、それより得た基本料金を半額とすること。

(イ) 電力量料金 使用電力量、電力量料金単価を用いて以下の算式により算出する。

$$\cdot \text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価}$$

(ウ) 燃料費調整額 燃料費調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が採用する燃料費調整単価を用いて以下の算式により算出する。

$$\cdot \text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times (\pm \text{燃料費調整単価})$$

(エ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 当該地域を管轄する旧一般電気事業者の定める電気供給条件による。

(オ) 上記以外で施設単位での設備等による料金設定がある場合はその料金

(10) 支払方法

ア 料金の請求は、施設毎で行うこと。請求の際には、請求書のほかに、施設毎の内訳(最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、料金)を添付すること。

イ 市は、指示した手続に従って提出された支払請求書を確認し、受理したときは、30日以内に当該金額を支払うものとする。

(11) その他

ア 力率は、100%を保持する予定である。

イ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は、特にない。

- ウ 太陽光発電設備を有している。(別紙1「需要場所等一覧」のとおり)
- エ 使用電力量、最大需要電力及び力率の実績は、別紙3「最大需要電力・使用電力量の実績」のとおりとする。
- オ 蓄熱槽を有するシステムの蓄熱式運転により、昼間時間(毎日8時～22時まで)から夜間時間(毎日0時～8時及び22時～24時)へ負荷移行することが可能な設備を有している。(別紙1「需要場所等一覧」のとおり)
- カ 電化加熱厨房機器を有している。(別紙1「需要場所等一覧」のとおり)
- キ 力率の変動その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の定める電気供給条件によるものとする。
- ク 料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は、次のとおりとする。
- (ア) 契約電力の単位は、1kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (イ) 使用電力量の単位は、1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (ウ) 力率の単位は、1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (エ) 電気料金は、施設毎に算出し、小数点以下を切り捨てる。
- ※入札においては、丸亀市の示す入札内訳総括書及び入札施設別内訳書により算出するものとする。
- ケ 別紙1「需要場所等一覧」のうち、No.11「丸亀市飯山総合運動公園」について、令和6年10月から令和8年3月まで大規模改修工事中だったため、実際の使用電力量が予定使用電力量を上回る可能性がある。
- また、No.3「飯山総合学習センター」及びNo.9「飯山学校給食センター」について、令和9年度中に照明設備のLED化を実施する予定のため、実際の使用電力量が予定使用電力量を下回る可能性がある。
- さらに、No.21「丸亀市飯山総合保健福祉センター」について、令和9年7月頃から大規模改修工事を実施するため、実際の使用電力量が予定使用電力量を下回る可能性がある。
- コ 供給者は、契約年度における電力供給が終了した後、供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、丸亀市に書面(様式自由)で提出することとする。
- サ その他この仕様書に定めのない事項については、丸亀市の指示に従うものとする。